

## ホームケアまつかぜ（指定介護予防訪問入浴介護）運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会医療法人輝城会が開設するホームケアまつかぜ（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員（以下「看護職員等」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の看護職員等は、要支援者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ホームケアまつかぜ
- 二 所在地 群馬県沼田市東原新町1549番地1

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（訪問介護事業の管理者と兼務）  
管理者は、事業所の従業者に対する管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たるものとする。
- 二 看護職員等 看護師4名 看護師 1名 准看護師 3名（常勤1名、非常勤2名）  
介護職員 6名常勤 1名（非常勤 5名）  
看護職員及び介護職員は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日～土曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

### （介護予防訪問入浴介護の内容）

第6条 指定介護予防訪問入浴介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の居宅を入浴車で訪問し、浴槽を提供して行う入浴介護
- 二 相談援助業務
- 三 その他利用者に対する便宜の提供

### （利用料等）

第7条 指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割

の額とする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問入浴介護に要した交通費は、通常の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに50円を徴収する。
- 3 利用者の選定により、特別な浴槽水及び入浴剤等を使用して行う指定介護予防訪問入浴介護を提供した費用として、その実費を徴収する。
- 4 前2項に係る費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払に対する同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、沼田市、昭和村、川場村、片品村、みなかみ町、高山村、渋川市の地区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は指定介護予防訪問入浴介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意する。

- 一 健康状態に異常があるときは、その旨を申し出ること。
- 二 サービスの提供を受ける1時間前からは食事を摂取しないこと。

(緊急時等における対処方法)

第10条 看護職員等は、介護予防訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

この規程は、平成21年 7月1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。